

令和6年度第3回和光市子ども・子育て支援会議

開催日時：令和6年10月8日（火）

10:00～12:00

場 所：和光市議事堂 全員協議会室

1. 会議次第

1. 開会
2. 審議事項
 - (1) (仮称)和光市こども計画の素案検討
 - (2) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制
3. 報告事項
 - (1) こどもワークショップ結果報告
4. その他
5. 閉会

2. 会議資料

1. 事前送付資料
 - (1) 次第
 - (2) 【資料1】(仮称)和光市こども計画(素案)
 - (3) 【資料3】こどもワークショップ結果報告書
2. 当日追加資料
 - (1) 【資料1-2】(仮称)和光市こども計画の素案検討 基本目標論点
 - (2) 【資料2】量の見込みと提供体制の確保(地域子ども・子育て支援事業)

出席委員		事務局	
会長	森田 明美	子どもあんしん部長	渡辺 正成
副会長	汐見 和恵	子どもあんしん部次長兼子ども家庭支援課長	平川 京子
	新井 ちなみ	子ども糧支援課課長補佐	堀江 和美
	福島 智子	子ども家庭支援課副主幹	富澤 崇
	大川 朋寛	子ども家庭支援課子ども施策担当統括主査	渡邊 美緒
	百武 君代	子ども家庭支援課子ども施策担当	奥村 北斗
	柳原 和歌子	ネウボラ課長	武田 珠美
	高 徹二	ネウボラ課課長補佐	杉浦 由美子
	越智 真奈美	保育サポート課長	徳倉 義幸
		保育サポート課課長補佐	田村 尚子
		保育サポート課保育センター所長	沢田 潤子
		保育サポート課入所相談担当統括主査	渡辺 拓也
		保育サポート課施設給付担当統括主査	舘野 優子

	保育施設課長	上原 健二
	保育施設課課長補佐	山本 享兵
	保育施設課設備担当統括主査	柳田 弘喜
	保育施設課設備担当	堀江 亮
	スポーツ青少年課長	森谷 聡子
参 考 人		
塚本 拓（和光市社会福祉協議会）		
欠 席 委 員		
田川 幸子、川畑 あや香、竹内 大、伊東 優子、山西 葉子、新井 悦子、天野 文、酒井 智弘		
傍 聴 者		
2 名		

3. 会議録

記

事務局（子ども家庭支援課 堀江課長補佐）

会議の前に先立ちまして、本日の配布資料について確認をさせていただきますので、お手元にご準備いただいてよろしいでしょうか。

（資料の確認）

事務局（子ども家庭支援課 堀江課長補佐）

それでは、開会前にご案内を申し上げます。この会議は公開となりますので、会議録作成のため、録音させていただきます。会議録は委員名を明記した要点記録となりますので、発言の際にはお名前をおっしゃっていただきますようお願いいたします。また、録音した音声は会議録作成後に消去いたします。

本日はご多用のところ、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

会議開催前に子どもあんしん部長の渡辺よりごあいさつを申し上げます。

事務局（子どもあんしん部 渡辺部長）

改めまして、おはようございます。

本日はご多用にもかかわらず、また、お足元の悪い中、ご参集を賜りまして誠にありがとうございます。また、日頃から本市の子ども・子育て施策の推進へのご理解、ご協力に対しまして、改めて御礼を申し上げます。

さて、本日の会議では、前回ご賛同をいただきましたこども計画に関しまして計画素案の検討等を審議事項としておりまして、当該計画の根幹を成す部分のご審議につきまして、皆さまにご専門の立場からご意見いただきたく存じます。

それでは、限られた時間となりますが、ぜひご忌憚のないご意見をいただきますことをお願い申し上げます。私からのあいさつとさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

事務局（子ども家庭支援課 堀江課長補佐）

それでは、和光市子ども・子育て支援会議条例第7条の規定に基づき、議長を森田会長にお願いしたいと存じます。森田会長、よろしくお願いいたします。

森田会長

皆さん、おはようございます。

この会の私が議長を務めさせていただきます。今から、令和6年度第3回和光市子ども・子育て支援会議を開催したいと思います。和光市子ども・子育て支援会議条例の第7条第2項の規定により、会議の開催要件として委員の過半数の出席が必要になります。今の出席者数の確認ですが、事務局より報告をお願いいたします。

事務局（子ども家庭支援課 堀江課長補佐）

事前に欠席のご連絡をいただいている委員の皆さまは田川委員、川畑委員、竹内委員、山西委員、新井悦子委員、酒井委員、天野委員、伊東委員の8名の方です。また、本日は参考人として、前回に引き続き和光市社会福祉協議会の塚本拓さまにご参加いただいております。よろしくお願いいたします。

森田会長

それでは、今日の議事録署名人を確定しておいた方がいいと思います。

柳原委員と高委員に、お願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それから、今日、傍聴の方がいらしているということで、お入りいただいていると思います。よろしいでしょうか。

事務局（子ども家庭支援課 堀江課長補佐）

はい。

森田会長

本日配布している資料につきましては、会議終了後に回収させていただきますので、ご了承お願いいたします。

それでは、早速、会議を始めたいと思います。

今日2つ議題があります。1つが先ほどご説明ありましたように、和光市こども計画の素案の検討になります。2つ目が前回終わりに少しお話しいただきましたけれども、教育、保育および地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと供給体制になります。そして、報告事項としてこどもワークショップ、その他となっております。

それでは、今日の本題ですけれども、審議事項の議題、（仮称）和光市こども計画の素案について事務局からご説明をお願いしたいと思います。

子ども家庭支援課の渡邊です。着座にて失礼いたします。

まず、【資料1】こども計画素案と、あと【資料1－2】の論点ペーパーをご準備ください。それでは、まず【資料1】（仮称）和光市こども計画の目次のページをご覧ください。ページ、2枚をめくったところになります。こちら目次となりまして、まずは構成の説明をさせていただきたいと思います。

第1章では、こども計画の策定に至った背景や他の行政の計画等との関連について記載をしています。第2章からはこども計画の本体となります。第2章では、こども計画の基本理念を記載いたします。この基本理念や基本目標については、後ほどご議論をいただきたいと思います。続いて、第3章は基本方針に基づく具体的な施策を記載していきます。続きまして、第4章についてはこの計画の基となる人口動態等の統計的な状況となります。

ページをめくっていただきまして、第5章と第6章では、昨年度実施しましたこどものアンケート調査について載せています。また、若者計画については、これから実施を予定しております子ども・若者応援クーポン給付事業にて若者アンケートを実施していきまして、そちらの結果を掲載する予定です。第7章では、こども計画の推進に向けてということで、この計画が和光市で実のあるものになるような推進体制を記載する予定です。こどもが主体となるような仕組みも、こちらで検討していきたいと思っています。

本日は、資料としては第3章までの案をこちらのこども計画の素案にてご提示させていただいております。主には第2章の基本方針を本日はご議論いただきたいと思いますと思っています。

では、第1章の部分をご覧くださいと思います。1ページからの部分です。めくっていただきまして3ページをご覧ください。こども計画の策定の背景については、いま一度、文章については変更していこうと思っていますが、イメージとしてはこども計画の策定の背景についてこちらでご説明いたします。

ページをめくってください。4ページになります。第2節では、こども計画の法的な位置付け等を記載します。こども計画は、このページに記載されるように子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援行動計画、子ども・若者計画、母子保健計画を包含いたします。今後様々な計画等の整合性を取り記載していきます。6ページにあります他計画との関連図についても記載をする予定でございます。

続いて第2章の基本理念をご覧ください。こちらは、後ほどご議論していただく事項になりますので、後ほど説明させていただきます。

13ページの第3章をご覧ください。基本方針ごとに各事業を記載していきますが、15ページにございます基本方針ごとに成果指標を立てる予定でございます。次回会議に指標をお示ししたいと思っています。

また、19ページをご覧ください。最後の部分ですが、アンケート結果の自由記載欄であったり、ワークショップ等で得られたこどもの声や子育て従事者の声等をこちらに記載しまして、こども計画に皆さんの声を反映させるような事業を行っていくという趣旨で記載したいと考えております。事業については大変多岐にわたるため、現在、市の中でも子どもあんしん部内だけではなく、関連部署とも協議をしていきますので、第3章については次の会議において具体的にお示しさせていただ

きます。

それでは、先ほどご説明を飛ばしました第2章に戻っていただきたいと思います。9ページをご覧ください。併せて、本配布しております【資料1―2】もご覧ください。基本理念として、『こどもが幸せを感じ、地域みんなで幸せを実感できる「こどもまんなか」和光』を基本理念として掲げています。和光市は、こどもが幸せである、こども一人一人が大切にされる、こどもが安心できる居場所がある、親が楽しく安心して子育てができる、地域がこどもの支えになっている、地域がこどもといることに喜びを感じられるということを目指す姿として記載しています。

そして、10ページのこどもの権利条約の示す4つの原則を基本的な視点としまして、こども計画に全ての施策に展開していきます。

それでは、11ページをご覧ください。こちらは基本目標となっております。併せて【資料1―2】の1ページ目をご覧ください。本日の論点についてまとめたものになっています。論点1、基本体系の部分になります。基本理念、基本目標にこどもが主体であることを今回入れた形にいたしまして、基本目標の全てにおいて「今」という言葉を入れています。こども計画素案の11ページ、基本目標1、今、こどもが地域に参加して楽しいと感じる。2、今、こどもが主体的に健やかに成長できる。3、今、子育てが楽しいと感じる。4、今、こどもを支える地域社会がある。

このように「今」がこどもにとって大事であり、5カ年の基本計画ではありますが、「今」をこどもは生きていて、その「今」を大事にするということを目指しています。こどもにとって「今」が自分らしく幸せ、つまりウェルビーイングな状態が最善で、「今」の状態の積み重ねがあるべき姿につながります。常に「今」の状態がこども・子育てに関わる人、地域にとってウェルビーイングな状態であることを基本目標に表現していきます。今回この基本理念を踏まえまして、「今」という観点で基本目標を設置してよろしいか、改めて議論をいただきたいと思います。

続きまして、論点2のこども計画の範囲をご覧ください。こども・若者についてとなります。こども基本法第2条において「こどもは心身の発達の過程にある者」とされ、年齢による具体的な定義はございません。こども大綱の注釈において、おおむねこどもは30歳未満とされています。若者については、こども大綱では思春期、青年期も対象とされています。今回の計画の対象者は、和光市に在住、在学、在勤する全てのこども・若者及び子育て当事者を対象としてはどうかということで、今回ご議論いただきたいと思います。この論点2については、こども計画の範囲についてのご議論をお願いいたします。

続きまして、論点3になります。こどもの表記についてです。令和4年9月15日付、内閣官房副長官補佐付、こども家庭庁設立準備室事務連絡、こちらにこどもの表記の推奨について依頼の通り、次の特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いるとしています。以下、特別な場合、1 法令に根拠がある「子」を用いている場合、2 固有名詞を用いる場合、3 他のことの関係で「こども」表記以外の「子」を用いる必要がある場合については、こどもの「こ」を漢字だったり、「ども」を漢字だったり、例えば他にこども以外の児童ですとか、そういった言葉を使っている場合がございます。今回のこども計画に当たるこどもの表記について、論点とさせていただきます。以上、説明になります。

森田会長

ありがとうございました。

それでは、今ですが、素案についてのご説明がありました。かなり長い、そして重要な部分でありますので、一つ一つ論点について皆さんと共有しながら議論をしていきたいと思っています。まず、論点のところで【資料1－2】が出ております。この中で、表記の問題や対象をどうするかというようなことも、実は非常に重要なところではあるわけですが、まず和光市の計画というものを考えていく時に、こういった考え方に基づいてこの計画をつくっていくのかを皆さんと一緒に共有したいということになります。

まず、全体の構造を見たいと思うのですが、この計画素案【資料1】の4ページをご覧ください。毎回ですが、計画をつくるという時に、この計画の中に何を包含することが求められているかということと、実際には何を包含するかということを決めなければならないということになるわけです。まず法的な位置付けでは、市町村こども計画をつくることをこども基本法の中で要請をしているという状況、こちらからすれば、要請されているという状況にあります。

基本的には、ではそれだけでいいのか、その時に一体こども計画は、どういう全体の構成要素としてあるのかという時に、2022年のこども基本法の成立過程の中で、基本法の中に幾つかの法律を包含するというのがなされています。これが非常に分かりづらくさせているわけですが、前の計画の段階は基本的には今日の一番最後のところで報告がある子ども・子育ての13事業がありますが、この13事業を包含するという形で大体つくられていましたけれども、今回の計画は、こども計画としてこども基本法の計画ということになりますので、13事業プラスアルファが出てきたわけです。

具体的には何かというと、ここにありますが、本事業と関連計画という形で書いてくれています。子ども・若者計画、これは具体的には法律自体が子ども・若者育成支援推進法を包含しております。そして、なおかつ母子保健計画というものも包含するということで、具体的には事業計画と次世代育成支援の行動計画、ここまでが前の計画だったとすると、今回はこういった若者の方の計画、あるいは若者の法律です。支援法を包含していくと同時に、これはこども基本法の中にもう包含してしまっていますので、そういう意味で後の一番最後、今日の論点の3つ目のところに関わっているわけですが、若者の基本的には枠組みを包含していく法律になりますから、こどもの年齢が30歳未満というような規定が出てくるということになるわけです。

それから、和光市としてどのような法律、あるいは計画を包含していくのかということになると、幾つかの包含する要素があるということで、ここにおいては和光市の総合計画、あるいは地域福祉計画、こういったものが一応、この中でいうと、包含されていると同時にですが、計画ということでいうと、自殺防止対策、あるいは健康わこう、食育といったような連携など、関連施策としては恐らく教育、あるいは全体としてまちづくりというものが出てきていますけれども、こういった様々な計画と連携を取りながら、ここが議論していくということになっていくわけです。その時に、ですから国の法律をどういうふうに押さえておくかということと、それから、和光市として具体的にどうするかという話が出てまいります。

6ページをご覧ください。ただ、これでいいかどうかというのは皆さんと議論することなので、これは今の原案なわけですが、こういった市の総合計画というものと各分野別の計画というものと、その中にこどもや若者というこども計画が包含するもの、これをどういう形で書き込んでいくかということになると、皆さんお分かりになるように、よく言いますが、こどもの計画というと、大体200から300ぐらいの計画、施策があると言われています。自治体によって作り込み方が違いますので、それほど各自治体で大きな違いがあるわけではなくて、大体200～300は事業数としてあ

ると言われているわけです。

何を書き込むか、どう書き込むかということに関して、全体としての方向性を出しながら抽出していかなければならないということです。そのために、今回の計画の中で中核にしていく思想、あるいは方向性といったものはどういうところか。それによっては、国、県、市でどうしてもやらなければいけない事業というものは一方でありますし、そして市としてその中でも力を注いでいかなければいけないものが当然あるわけです。そういった方向性みたいなものをこの計画の中に盛り込んでいくというときの基本理念が、ここで今議論していただきたい皆さんのお話になっていくわけです。

今お話ししましたように、非常に幅広いものですし、対象も乳幼児から、若者ということになると30歳未満と、こども基本法では位置付けていますし、子ども・若者育成支援推進法の方では39歳まで対象にしていますので、そういう意味では、本当に年齢的にも幅広いですし、よく言われますが、若者期は非常に多様な課題や人生の岐路といいますでしょうか、そういうところに立たされることがあるので、状態としてもこども以上にですが、状況に違いがあるわけです。

そういうことになっていくと国や県の動向を踏まえながらも、市としてどういう方向でやるのか。そしてそれを、今ある事業プラス必要な事業とは何だろうか。あるいは、今ある事業の中でもこの部分はかなり注目しておかなければいけない事業だという部分になると、それをどう表していくのか、ここから皆さんと議論していただくことになります。膨大な量の中から抽出していくわけですから大変ですが、ただ、やはりその時の一定の方向性みたいなものを協議しておきたいというのが、ここということになります。

まず、全体像として分かりましたでしょうか。今までみたいな13事業だけではなく、つまり子ども・子育てのところの保育を中心としたような13事業だけではなくて、そこにプラスアルファ、そして年代としても、それから、範囲としても広がってきているということですね。そこをまず押さえておきたいと思います。

その上で基本理念ですが、事務局からご提案いただきましたけれども、国のこども基本法、あるいは埼玉県のこども・若者基本条例ですか。省略するとそのようになると思いますが、そういったものを参考にしながら、和光市としてどのような基本体系をつくっていくのかということで、ここに出されております。

このあたりについて、皆さん、お感じになったことがありましたら、ぜひご発言いただきたいと思います。いかがでしょうか。特にこどもが主体であることと、非常に重要な視点として今を大切にしていこうという、この視点を打ち出されていますけれども、この点についてはいかがでしょうか。汐見さん、いかがでしょうか。

汐見副会長

おはようございます。汐見です

ここはとても大事なところだと思います。和光市がどのような視点でこの施策に向き合うかという、試金石のところですね。皆さんと一緒に考えてきて、目指す姿としてここに出ていることは本当にそうだろうと思います。ただ、もう一つ感じることは、11ページの「今」ということで書いてある基本目標です。

この目標は、体系から考えると逆だと思います。こどもを支える地域社会がまずあって、そこで子育てをする人たちが子育ては楽しいと感じ、そしてそこで育つこどもたちが健やかに育つ、そして地

域に参加して楽しいと感じるというようなことになるのかなと思います。

その後の基本方針のところについて3番目に、次のページのところになりますが「こども・若者の意見を尊重」とあります。

もちろん尊重は大事ですけども、前回も話したと思いますが、人として育つといった時に受動的な権利、大人がこどもを育てていく、守っていくという部分はもちろん大事ですが、30歳までの人たちが生きていくとした時、その人たち自身がやはり市民として尊重されて、自ら積極的に発信、行動できる場所があるかということです。

市民という言葉はこども基本法にも出てこないですし、まだ日本の施策の中には出てこない言葉ですけど、和光市が目指す方向としてどちらなのだというのを、はっきりさせるのであれば、こどもが和光市の市民として生きていくことを大事にして発信する、尊重されるだけでは駄目なのです。こども自身、せっかくこういうワークショップのようないい取組をしていて、ここで終わってしまっただけではもったいないし、やはり、この人たちが和光市を主体的に考える時にそこに関わって、市民として自分たちがどういう立場で和光市を考えるかということまで視野を広げていただければうれしいし、素晴らしいことになるのではないかと感じています。

森田会長

いかがですか。キーワードをどう組み立てるかという話だと思います。そして、どういう順序でこのまちをつくっていくのか。とにかく、もう未来だけではなく今を積み重ねたいという思いみたいなものと、未来への方向性みたいなものをどう描き出すかという話だと思いますけれども、いかがですか。このあたりのところについていかがでしょうか。

今お話があった、そういう意味では、この地域の中で暮らしているこどもたちは、特に乳幼児期のこどもたちや、あるいは小学校の学齢期、中高校生、次の若者期に向かっていくところにまで視野を広げようとする時に、具体的にはどのような目標をつくっていくかということだと思いますが、いかがですか。

高先生、学校の立場として、何かご発言ありますか。

高委員

今の汐見先生のご意見というのは、基本方針の3番目ですか。これの若者の意見の尊重だけではもったいないだろうというような、そんなイメージですよ。

それで考えると、この基本的な視点というところで、この中に基本理念の次に視点がありますが、生命、生存及び発達に対する権利、こどもの意見の尊重、ここで尊重ということがうたわれているので、これに準じて基本方針が尊重となっているのかなとは思いました。視点を超えて、さらに方針としてもっと詳しくというか、尊重よりもっと一歩踏み込んでということでしょうか。私もいいと思います。

森田会長

恐らく、よく参加、参画という言い方をしますけれども、参画というところが具体的にはどう担保

されていくのかということと、意見表明・参画というところなのだろうと思います。学校では、随分そのあたりは配慮しながらいろいろな取組をなさってらっしゃると思います。あとでご報告いただきますが、こどもたちは、こどもワークショップで聞いてもらったことに対して、ぜひまたこんな機会を持ってほしいという感想を持ったということで後でまた詳細を事務局より報告いただきますけれども、やはり自らが能動的にこの活動を行うということが意見表明ですよ。

そして、参画していくということの実感をどう持てるかが、非常に大きなところなのだろうと思っています。またやりたい、またここで関わりたい。そして、今、汐見委員がおっしゃったように、市民としてこの和光市で住み続けたい、活動し続けたいといった意欲につながっていくということだろうと思います。学校等でそのような企画や、こどもたちは活動などされていますか。

高委員

こども基本法の成立から、やはりこども主体というところがよく言われていまして、何か行事を行うに当たっても、こどもがまずどう考えているのか、こどもが何をしたいのかを吸い上げながら、そして小学校であれば児童会、中学校であれば生徒会だと思いますが、そういったところが中心になって学校行事を行うような流れにはなっていますね。

森田会長

国が変わるということで、こども基本法は教育のところにも大きく影響していくというご発言ですけれども、他に何かそういうことで、今そして意見表明・参画に関わっていく、関わり続けていくということでしょうか。

1回だけの話ではなく、もちろんそれも大事ですが、そこをどのように受け止めてもらって返してもらったか、その応答の関係性は、自分自身の参画の意思といったものにつながっていくということは、よく言うところですが、他にいかがでしょうか。

新井さんは小規模の保育園ですが、こどもたちの話など何かを聞いているというか。そのような体験や、あるいはこのようなところであつたらいいというようなお気持ちはありますか。

新井（ち）委員

保育園でも、毎朝こどもたちがこういう遊びをしたいということを先生に伝えて、実際にそれを実施したりだとか、もっとおもちゃを増やしてほしいとか、そういった要望もこどもたちから伝えることで、先生がそれに対応してくださったりというのは実際にあります。それは非常にいいことだと思っているので、小学校に上がる、中学校に上がっても、自分が何か発信すればその環境が変えられるというようなことが、この先もずっと続いていってほしいと思っています。

森田会長

いいお話ですね。乳幼児期のこどもたちの話を聞いていくということを、小規模のところで取り組まれているというお話で、汐見先生、非常に感動ですね、これは。

汐見委員

2018年に保育所保育指針だけではなく幼稚園教育要領、こども園のこども教育要領が変わりましたね。そして、2019年10月に国の保育料無償化を伴って、就学前のこどもの保育は幼児教育という位置づけになったわけです。そこで大きく保育が変わりました。こどもの主体を大事にした、一人一人を大事にした保育をするという方向です。今、新井さんがおっしゃったように保育園・幼稚園ではこどもたちが、では生活の場面も遊びの場面でもどのようにしてやっていくかをこどもたちが考えているのです。私がいた園でもそうです。

こどもたちが話し合って、今日は何をしようかということで決めていく。ですから、今まで、大人の傘下であって、大人がそのこどもの意見を聞くよというだけの立場ではなく、こどももある程度きちっと自分たちで考えたことを大人に伝える。そして、それを大人が判断するのではなく、一緒に相談していく。例えばこどもたちが、「今日はみんなで話し合ったんだけど、あそこの公園と園庭と、もう一つ室内ともう1カ所で遊びたい」といったことが出るわけです。でも、「いや、そんなに希望しても無理だよ、大人がそんなにいないから無理でしょう、今日はこことここにしますね」とするのが今までのやり方でした。

だけどうちの園ではそういう時に、まず、ではどうするのか。こどもが納得した判断にするためには、状況を話し合うわけです。保育園は週6日やっていますけれども、先生たちは週5日ですから、必ず翌週に振休が出ます。ですから、定員数、先生の数があるよといっても1人足りないわけです。振休があるし、それから早番、遅番がありますね。そうすると、遅番がいて10時半ごろ出勤ということになると、朝2人いないといったことは普通なわけですね。

そういう中でこどもたちと話し合う。「今日は何先生、振休でお休みです。今日〇〇先生は10時半にしか来ません。どうする？みんなの行きたいっていう気持ちは分かるけれども、今こういう状況だからどうしますか。」と聞くと、こどもたちが話し合いをして、「じゃあしょうがない。今日はこことここにすけど、明日こっちに行きたい。」と、そういう話し合いが私は大事だと思います。

やはり、いつでも大人の傘下で、大人が聞いたよ、意見拝聴しました、こどもの意見聞きました、それで大人が判断するというのでは、やはりそれは人として、市民として育つか。本当に対等の人としてこどもに向き合っているかというところとちょっと違うのではないかと思います。

この施策がいつでも大人がこどもの意見を聞きますよという姿勢しかないとしたら、やはり同じことになってしまうのではないかと思いますので、もう一つ踏み込んで、こどもがこどもの意見を持つということに対して、大人がそこに真摯に向き合う、そういう機関、そこに仕組みをつくっていかないと、なかなかそのようにはできないかなと思います。

森田会長

他にいかがでいらっしゃいますか、こどもに関わっている事業などありましたらお願いします。

柳原委員

社会福祉法人ことの葉会の柳原と申します。今、汐見先生がおっしゃったように、こども主体というところで保育の指針が大きく変わりました。昔は行事先行型といいまして、運動会だったら運動会で、先生が今年は玉入れとダンスをやります、やってくださいという感じでしたが、最近はこどもたちに今年の運動会の項目は何がやりたいですかと（聞きます）。例えば、誰かが僕は何とかの絵本が大好きなので、何とかの絵本にまつわるダンスをみんなで考えたいですとか、いろいろな意見が出てきていることが基本になってきて、非常に、こども主体というところでこどもたちの意見が汲めるようになって、私たちが「玉入れですよ」などということではないものがスタートされているという感じ です。

それに伴って、保育室でよくある、こどもが怒られるパターンといいますか。「なんで片付けができないの」「なんで〇〇ちゃん順番が守れないの」といったことがあると思いますが、そのような場合も、やはり、汐見先生がおっしゃったように、どうして片付けないといけないと思いますかというところからスタートします。こどもたちが、「転んじゃうから」「危ないから」と言いと、「ではそれをどこに片付けたら片付けやすいですか」というところまで追求して、こどもたちに突き詰めた話し合いをさせて、片付ける場所まで決めてもらうようしています。すると、先生が声かけなくてもこの前会議で皆で話して、これだよねという会話がこども同士で行われて、自然と決めた場所に片付けられるということが見受けられます。やはり、自分たちで決めたことは、こどもは非常に主体的に動いていると思うので、こちらからこう片付けなさいと言うよりも自分たちで、私たちは司会進行のような形でこどもたちが意見をまとめていくというのが、保育園の中でとても重要な要素だと感じております。

森田会長

ありがとうございます。今、乳幼児のところでお話が盛り上がっていたわけですがけれども、このように、乳幼児期のこどもたちが自分たちの意思というものをきちんと育てていくことを行い、それが学校にどう引き継がれていくか、学校から次の社会というところにつながっていくのかということが、ここに書かれればよいということになるわけですが、なかなか難しいかもしれません。

基本体系のところであれば、今を大事にするということも異論はない。しかし、そのところでその先をどういう形でこどもたちが参加をしていくか、継続しながら、こどものより良い生活を組み立てていけるというところ、その仕組みは先ほど汐見先生がおっしゃいましたが、仕組みは、今この審

議会がその評価・検証をある程度担っているわけです。

恐らく、評価・検証は、今まではいわゆる財政的というのでしょうか、行政的というのでしょうか。その評価が多かったわけですが、15 ページ以降の基本方針の事業が並んだときに、どういう事業をどう評価するかが、まさにこれから事業評価の中での骨格ということになっていくのだらうと思います。

今お話があったような、こどもたちの参加・参画ということについて、どこまで具体化できているのか、今をどれだけ大事にしているか、こどもが主体になっているのか、そういうところが評価指標の中にも出てこないともずいと思いますが、なかなか難しいだらうと思います。それを誰がどう評価するのかによっても、これは難しいだらうと思います。ただ、それを皆調整していかなければいけないということになります。高先生、学校では、こういった評価といったときに、既に学校評価などをされていると思います。こういったいわゆる質の評価は、どのようになされているのですか。

高委員

学校評価について、学校評価では、基本的には職員がまず評価をします。その後、保護者からもアンケート調査して評価します。最終的には職員と保護者の意見を総括する形で、学校関係者評価というものになります。学校に関わってくださっている、学校運営協議会というコミュニティースクールに今なっていますので、学校運営協議会の方々がそういったところの取りまとめを見ていただいて、また評価していただくという形で行っているところです。

森田会長

こどもたちの参加やあるいは意見表明などは、学校運営評議会のようなところには何らかの形で反映されていることはあるのでしょうか。

高委員

そう言われてみると、学校によってはこどものアンケート調査をしている学校もありますが、うちはこどものアンケートは取っていません。もしかしたら、そういったところも全市的にやっていくこともいいかもしれません。

森田会長

第三者評価は保育園もありますよね。

汐見副会長

本当に個人の質の評価になっているかというと、そこがちょっと難しいところです。

森田会長

越智先生、どうですか。こういうような評価などのいわゆる指標や調査といったものに対する研究

などはされていますか。

越智委員

私が伺う限りでは、こどもの意見を聞いているかどうか、そういった場になっているかというテーマは、やはり日本で取り組まれているのが非常に新しいという点もあって、研究者としても、まだまだ探り探りというところですよ。でも、そういった研究の場や、まずこどもに参画してもらう場づくりというのも、研究側もそういった場を国際的にも取り組まれていると伺ってはいます。

まず、そこに参画してもらって意見を出してもらっただけではなく、それがどのように反映されているか、それが反映される仕組みづくりをどうするかということも、日本だけではなく海外での取組も参考にしながらというのを、身近な例で恐縮ですけども、成育と他の関東圏で検討し始めているというところでは、なかなかこちらが始まったばかりというのがあります。

汐見副会長

評価のことですけど、前にも私、国分寺市事業評価をやっていました。その時に、こどもの権利について、学校に皆パンフレット配ったりなどするということはよくやりますね。それが計画に入っていたのです。でもパンフレットを100%配ったからといって、それが本当に実際の生活の中でこどもにどう反映しているかは、分からないですね。

そこが問題になって、やはりきちっと、説明をして、そしてそれが次につながるまで確認しようではないかということで、翌年度はパンフレットを配るだけではなく、小学校へ行ってパンフレットの中身を説明するというのをやってくさったのです。そうしたら結果として、こどもの相談電話がとても増えたということがあります。ですから、評価でそういうことが分かるようになれば、意味があるかなと思います。

森田会長

ありがとうございます。恐らくここの基本体系のところの、今の状態の積み重ねがあるべき姿、この概念が具体的にはこどもの権利の具体化につながるというような、そこを明言するとはっきりするかなという形を思いました。つまり、目標のところにこどもの権利の具体化があるということを明記すれば、参加、参画、あるいは先ほどお話があった4原則ですね。こどもの最善の利益ですとか一人一人の参加・意見表明、そして差別の禁止ということですよ。こういったこどもの成長発達がきちんと守られるということによって、4原則を含めたこどもの権利の具体化につながるということ、そしてそれが具体的には範囲としてはどうか次かなと思って、今お話伺っていました。

ということで、次のところにいいですか。いろいろ時間があるので、こども権利の範囲ですが、ここでは図を描いていただきました。もともとですが、おおむね18歳ぐらいまでのところを、国際的にも、そして日本の児童福祉法上は年齢を規定していました。

ただ、18歳というところが、一方で規定しながらも、児童福祉法の改正が、ちょうど今年の4月にありましたけれども、やはり積み残しというか、これも言葉として何が一番いいのかはあり、私はよく地続きの問題というような形で言います。

例えばひきこもりにしても、若者たち、今問題になっているとても（年齢の）高いひきこもり、あるいはヤングケアラー、若年期の妊娠や新しい家族形成、キャリア形成のところでの様々な困難、あるいは家族の中での不協和音などいろいろな問題が、実は 18 歳、あるいは 18 歳を超えてというところで問題があります。具体的には、児童福祉の分野でいえば、例えばシェルターみたいなものがたくさん日本中につくられていく、あるいは相談機関や具体的な就労の支援、居場所といったものが、どんどん、18 歳前後、特に中高校生くらいのちょうど思春期から青年期、そして若者期に向けてです。もし仮に、例でいうと、児童養護施設などは今まで 18 歳までだったものが、いろいろな課題がある場合は、そこからもう少し延長することができるようになっていきます。障害の施設などでは延長していて、こどもの施設であるけれども、具体的には 39 歳あるいはそれを超えてもいる施設もたくさんあるわけです。

そういったことを踏まえていくと、法律的にも子ども・若者育成支援推進法のところを包含した子ども基本法であるということになると、若者施策を包含することは当然ですが、ただ、全く政策的でない状態でこの名称だけ変えることについては、いささかやはり無責任な感じもあります。やはり、ここに対しては何らかの形で政策をある程度つくりながら、計画を若者も包含すると言わない限りは無責任過ぎるなというのが、私のこういう計画をつくっている立ち位置から思うのですけれども、このあたりいかがでしょうか。

といいつつも、やはり政策的にこどもというところ、例えば若者を包含するということに関して、ここであうことになると思いますが、それはうたうべきなのかどうか、ご意見を頂戴したいと思います。行政的にこの若者の今までの政策は、どこが扱ってきていたかについて、何かご報告いただくことはできますか。

事務局（スポーツ青少年課 森谷課長）

スポーツ青少年課では、スポーツ振興担当と青少年担当があり、青少年担当では青少年問題協議会をはじめ各種事業を実施しています（青少年問題協議会については法改正により必置の会議体ではない）。また、近年ではこども家庭庁設立により、スポーツ青少年課が担う青少年事業と、子どもあんしん部が担う子ども・子育て分野の事業が連動して行われることが望ましい状況となっています。指令塔機能を一とするため、現在調整をさせていただいているところです。

スポーツ振興担当では全ての世代の方を対象としてスポーツ事業を開催しています。青少年担当もスポーツ青少年課の中に一体となっているので、どちらかというと、実施している事業としては、スポーツやレクリエーションに関わる事業を多く実施している実状です。

一部の青少年事業をご紹介しますと、夏季スポーツ大会ではドッジボール大会を、その他、たこあげ大会、かるた大会等を開催しています。また文化的な催しとしては、青少年健全育成作文表彰式・発表会を実施しています。これは市内全ての小学校・中学校・高校のほか、市外に通学の対象年齢の方についても窓口を広げ作文を募集しています。作品集の作成及び、毎年 12 月に市民文化センター大ホールで発表会を行い、学生にとって良い経験値となる機会の提供をさせていただいていると考えています。

森田会長

部はどこになりますか。

事務局（スポーツ青少年課 森谷課長）

教育委員会になります。

森田会長

教育委員会のスポーツ青少年課となるということですね。ありがとうございました。

他には何か若者施策のところで、例えば労働あるいは相談支援、いわゆる心の健康といったところだと、何か若者対策のような形で具体化されているところがありますか。

事務局（スポーツ青少年課 森谷課長）

青少年分野では、恐らく心の健康などは健康増進センターにおいて、若者だけではなく、全ての年代に向けたサービス、相談等を行っています。

事務局（子ども家庭支援課 平川次長）

労働の関係では産業支援課が、施設でいうと勤労青少年ホームという施設を所管しておりまして、そちらの施設において少し事業を実施している状況になります。

事務局（子ども家庭支援課 富澤副主幹）

子ども家庭支援課の富澤です。若者に限定をした話ではございませんが、いわゆる個別支援の延長というところで、先ほど話が出てきたヤングケアラーの話、あと不登校から継続する形でのひきこもりについて、児童福祉法で18歳というところで線は引かれますが、18歳になった時点でその問題が急激に解消するものでは当然ございません。児童相談担当としても事前に継続して関わってきたケースについて、18歳以降も課題等が残る、生活課題等が生じているようであれば、継続して相談支援ですとか助言ですとか、あるいは必要な支援機関につなげていくというところでのサポートというのは行わせていただいています。

森田会長

他にはいかがでしょうか。委員の方で例えばこども計画という書き込み方にしたときに、若者たち、若者を入れるというカテゴリーで、こども計画をつくっていくということに対する少し皆さんのご発言いただければと思います。この一体感ですね。何かご意見ありますか。

参考人（塚本さん）

参考人の和光市社会福祉協議会塚本です。今お話あったように、こどもや若者など世代で分けると

ということになると思いますが、そうすると、若者の後はずっと世代を分けるということがなく、その次が高齢者だと思います。

お話もありましたように、こどもから若者になる境はどこだ、あるいは若者は何歳までだといったことが分からなかったり、今実際にいろいろな各課で若者に対しての施策をやっているということであるならば、こどもと若者は今回一緒にしてしまって、こどもから若者になるまで、若者、何歳になるまでかは分からないけれども、その世代はここでいろいろなことが見ていけた方が、と自分たちは若者だからこれを見たらいいと分かるのかなと思いました。

森田会長

今のご意見は、こどもの意見だけを例えば抽出すると、こども・若者の一体化という時に、当事者の方たちはどう思うのかということも、強く私は今お話聞きながら思いました。何でも一緒にすればいいというものではないのも一方ではあるし、その連携はどうなのかもとても難しいし、一体化することによって生じるプラスマイナス両方ありますよね。このあたりをどう考えるのだろうか。それから、もう一つ考えておかなければいけないのは、だからといって、ではスポーツ青少年課に伺いますが、若者計画はこの和光市はありましたか。

事務局（スポーツ青少年課 森谷課長）

スポーツ青少年課が所管しているものについては、スポーツ基本法に基づく計画ではありますが、若者施策のための計画は取り扱いをしていませんので、恐らく存在していないと認識しています。

森田会長

ありがとうございます。どうですか。このあたりのところは、どういうお考えですか。

事務局（子ども家庭支援課 平川次長）

今回こども計画を策定するということについて、やはりこどもの意見と若者の意見は入れなければならないと考えています。少子化が進んでいる現状においては、和光市も当然出生率等が低くなってきておりまして、出生数も減っております。そのような状況にあるので、このこども・若者までを含めた意見が市の施策には非常に重要になってくるのではないかと考えています。

そういった意味では、今回こども基本法にある通り、包含しなければならない子ども・若者育成支援推進法に基づく子ども・若者計画や、もともと子ども・子育て支援事業計画にも入ってありました次世代育成支援対策推進法に基づく次世代育成支援対策行動計画なども引き続き包含してまいりたいと考えております。

森田会長

ありがとうございます。行政での今まで若者、もっと言うと青少年のところからかもしれませんけれども、恐らく教育の方は教育の方で計画があると思います。けれど、若者たち全体を学校教育や、

社会教育的なところがどこまでカバーされているかということと、若者たちをターゲットにした政策がなかったことが、総合的に言えば、若者たちに対する、こども期からの連続性のようなものをきちんとつくっていくことができるのであれば、この計画の中に位置付けていくことが必要です。

そして、今期についてどこまでできるかはさておいてという話になるかもしれませんが、可能な限りここにきちんと書き込みながら、若者というところを、こども期からの地続きの問題として位置付けていくこと、これを進めていくこととしていかがですか。

だからといって、この委員会が全部若者のところまで背負うかどうかは、また行政的な分割などいろいろあるでしょうから、それは行政間で決めていただき、ここの計画の中でいうと、今まで教育計画や保健計画、あるいは健康づくりの計画、こういうところであったものを、暮らしのところでの若者に焦点を当てて、こども期からつないでいく。そういう形でこれを位置付けるということについて、ご了解いただいたということですのでよろしいでしょうか。

その表記を一応、今の段階では平仮名の「こども」という、こども基本法のところで表現しているもので包含させることになると思います。これでよろしいですかね。それでは一応、ここでご了解がいただけたということで、ここのところは表記も含めて進めさせていただいてよろしいでしょうか。

(一同了承)

ここまで大事な議論だったので、時間かかりました。

そうすると、次の基本目標のところ等の議論が少し残っておりますけれども、基本目標の「今」ということと、先ほど言ったお話があったような「こどもが主体」であるということ、今を大事にするということ、それが具体的にはこどもの権利の実現に具体化というところにつながっていくということを、先ほど皆さんがおっしゃったような、どう基本目標を、段階的に何て言うのでしょうか。構造的にというわけでもなく、ここだと、基本目標1のこどもが地域に参加して楽しいとを感じるということが今書かれているので、これを順序性を込めた書き方をするのかですよね。これはなかなか難しいだろうと思いますが、もう1段ここのところは考えてみてよろしいでしょうかね。

私もいろいろなところでこどもたちや若者たちと議論していますので、どう彼らは考えているのだろうと思っています。地域そのものをつくるというところにも、当然若者たちの参加はあり得るわけなので、なかなかそこが、出来上がったものとしてまた位置付けるのもとても失礼な感じもしますし、やはり地域、地域によって、若者がどう生きているかによって若者たちをどこに位置付けるかが変わってくるような気がするし、何か皆さん、今日の基本目標、そして理念、柱の立て方でいかがですか。よろしいでしょうか。

そうしますと、次の成果指標なども実は考えていかなければいけないところではありますが、私も先ほど少し話をしました。こどもの参加や意見表明といった取組がどのように各部署でなされているか、各事業でなされているかですよね。こういったことが聞けると、その具体化という現場の地ならしといえましょうかね。そういうものがよく進んでいくという、先ほど高先生が小学校はそのような形になってきたというお話をされていましたが、学校の、いろいろなものの下り方といえますか。

方針の下り方と、保育、幼稚園などでの下り方と、それから一般の他のこどもたちの居場所や、地域のいろいろな活動での下り方は全然違うので、ここをこども一人一人のところまで浸透させることを私たちは頑張らなければいけません。それは、本当に人権侵害が起きていくという時に、もちろん学校や施設で起きていることもたくさんありますが、一方で、それは組織化されている場所だから

きちんと出ているということで、家庭や地域だと、もっと見えづらくなっていることもあるのかもしれないと思わなければいけないと、私はいつも思っています。

ですから、地域の中できちんと人権侵害がなされないような仕組み、それは意識して私たちは組織をつくっていかないといけないという事は思います。この指標や基準というものに対する皆さんのご意見、何かありましたら、こういうものを積み重ねていったら、5年後にもっと明確に和光市の中でのこどもへの関わり方が変わっていくのではないかといったご意見があるといいなと思います。が、いかがでしょうか。何かご発言ありますか。

新井（ち）委員

小規模保育園の新井です。この基本目標4つを読んだ時に、2、3、4に関してはずっと入ってきましたが、やはり1に関して、こどもが地域に参加するというのがあまりピンとこなくて、それは具体的にどういうことなのか。和光に住んでいることがもう参加なのか、あるいは保育園などに通うことが参加なのか、少しもやっと思いました。

森田会長

当事者のご意見として、そういったことがとてもたくさんあると思うので、いろいろな世代のこどもたちなどに聞いてもらったらいと思いますが、いかがでしょうか。

先日韓国に行った時に、韓国の保育園や学校には必ずと言っていいほど、この一般原則4つはこどもたちの言葉やこどもたちの絵で描かれていて、そしてそれが園目標や学校目標と一緒にパッと出されていて、これはとってもいいなと思って見ていました。そうしたら、ある保育園に行ったらちゃんとあったのです。

だから、日本でもいろんな形で取組が進んでいて、学校などでも私たちが知らないだけであるのだろうと思いますが、こどもたちに日常的に伝えていくこと、広報・啓発、それから、研修をきちんとしながら、こどもだけではなく大人にきちっと理解してもらうように伝えていかないと、私たちはならないと思っています。本当にそれは重要なことだと思いました。今回、この後ご説明いただきますが、こどもワークショップをやったり、こども調査をやったりして、こどもに分かりやすい言葉でこどもたちの基本的な計画をつくる時に伝えていくことは、とても大事なことだと思いますので、ありがとうございました。

それでは、この議論ですが、今お話ししましたが、ぜひ今日言い足りなかったことは、10月18日までに事務局までお寄せください。今日お休みの方にもこのご意見聞いていかなければなりませんので、よろしくお願いいたします。

それでは、続きまして、審議事項2 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと供給体制になります。事務局より、説明お願いいたします。

事務局（子ども家庭支援課 富澤副主幹）

子ども家庭支援課の富澤です。【資料2】量の見込みと提供体制の確保について、現状をご説明させていただきます。【資料2】をご確認ください。

前回第2回の会議におきまして、和光市の人口推計図をお示しさせていただきました。その中では一時的な住宅整備等の需要に伴って一部、局所的な利用人口等の増加は生じますが、全体的には児童数等については横ばい、微減、いわゆる少子化の傾向をたどるところで説明をさせていただいております。それに伴い、現状、今の時点を現在地とした時に、今の時点で保育施設等には空きが生じていることから、新規の基盤整備等は行わずに、人口減少の中で、運用の中で児童の受け入れを行っていくというところを先日の特定教育・保育の量の見込みの中ではお示しをさせていただきました。

続きましてこちら書いてある地域子ども・子育て支援事業、いわゆる13事業及び追加で新規の事業というのが今回立ち上げられておりますので、そちらの見込みについて現在の状況及び算定している数字についてご報告をさせていただきます。

まず一番上、利用者支援事業については、和光市内、もともと5カ所、子育て世代包括支援センター、いわゆる支援センターを地域に整備しておりまして、そこに個別の母子保健に関して支援をするケアマネジャーと子育てに関して支援をするケアマネジャーさんを配置いたしまして、そこから保育ですとか、様々な子育てサービスに資する利用の調整をさせていただくというところで、この利用者支援というものを実施させていただいております。

まず1点、こちらに書いてあるこども家庭センター型というところにつきましては、児童福祉法等の改正により、今後、母子保健と児童福祉の支援について、より一体的に支援を行うためのこども家庭センターを整備するというのが自治体の努力義務になっております。そちらの整備に伴い、現子どもあんしん部の中にこども家庭センターを整備していくというところで、1という形で数字を記載させていただいております。

併せて既存の子育て世代包括支援センターにつきましては、今後その事業の整理の中で地域における支援センターの意向といったところの調整を進めていくという中で、今現在はその整備の方向性について検討中であるとして、こちらの記載は現在空欄という形にさせていただいております。以降の会議におきまして、整理した数字について改めてお示しをさせていただきたいと考えています。

続きまして地域子育て相談機関については、行政の例えば当課児童相談担当や子育て世代包括支援センターというところでいくと、行政に対してなかなかダイレクトにアプローチをしづらいご世帯、ちょっと構えてしまうご世帯がいらっしゃるという中で、より地域に密接した、例えば普段、子どもたちが使う児童館ですとか、地域に近いところで気軽に相談できる場で支援という整備も必要だという位置付けになっておりまして、その相談機関の支援、いわゆる整備総定数という形で、4という数字を記載させていただいております。以降、延長保育に関しては保育園が行う延長保育という形になりますので、基盤整備の数の上限値をもって、量の見込みの提供体制と記載させていただいております。

続きまして放課後児童クラブです。こちら先ほどご報告した通り、今後、少子化が現に続いていくというような中で、全体としては新規整備という想定は現在、持っておりません。ただ、今回行った妊婦調査が北、中央、南の3圏域に分けた調査であるという中で、学童クラブに関しては3圏域というよりは、各学区別の児童数の増減が大きく影響してまいりますので、現在、学区別ベースの数字が取れるかどうかというところの調整と精査を行った上で、こちら再集計を行っておりますので、この具体的な数字については、また次回以降の会議の中で改めてお示しをさせていただきたいと考

えております。

続きまして子育て短期支援事業、いわゆるショートステイ事業になります。こちらの事業は従来、下の米書きにも記載させていただきましたが、ショートステイ事業は、保護者の疾病や何かしらの事情によっておうちでこどもの面倒を見られないという時に、児童養護施設や、あるいはお預かりすることができるご世帯に短期間、児童をお預かりいただくという事業になっています。

従来、第2期の計画まで和光市では、ショートステイ事業そのものは実施をしていませんが、わこ版ネウボラという枠組みの中の産後ケア事業として、新生児に限ってショートステイの事業を実施しておりましたので、その数字のところを記載させていただいておりました。今回改めて新たにこの社会的養護を必要とする児童の預かりについて、里親登録をしていらっしゃるけれども、現にこどもをお預かりになられていないご世帯や、そういった地域資源の活用によってショートステイを実行、実現していきたいというところで、新規事業の立て付けでこちらの数字を記載させていただいております。

ただ、今お伝えした通り、もともとやっていた産後ケア事業のショートステイ事業そのものをやなくなるわけではございませんので、法定13事業の中のショートステイに関しては今言った新規事業として位置付けをさせていただいて、産後ケアの事業に関しては継続して、また別途、実施をさせていただいていくというところで、但し書きを付けさせていただいております。

続きまして一時預かりの幼稚園、幼稚園以外で行う数字について、現行の数字について記載させていただいております。療児保育も同様、ファミリー・サポートまで同様となります。乳児家庭全戸訪問事業及び妊婦健診につきましては、先だっただけ報告をさせていただきました人口推計による0歳児の数をもって、こちらの数字として計上をさせていただいております。乳児家庭全戸訪問事業と妊婦健診の間に、養育支援訪問事業、その他、要支援児童の支援に係る事業といたしまして、養育支援訪問と要保護児童という形で数字が記載されております。

養育支援訪問事業というのは、養育環境等に何かしら課題がある世帯に対して、基本的には養育能力の向上、児童の生活環境の改善を目的として、ヘルパーですとか看護師ですとか、そういった専門職の方を派遣して世帯課題を解消していく事業になっております。従来はこの下にある要保護児童、要支援児童、いわゆる世帯状況に課題があって、現に保護者が監護することがあまり望ましくない世帯ですとか、何かしらの支援を行わないと、養育環境が破綻してしまう世帯を対象として、この養育支援訪問を入れるというところで、一体的な数字でご報告をさせていただいておりました。

ただ、今回新規の事業といたしまして、より世帯状況、軽度の支援で対応できるケースについては子育て世帯訪問支援事業が、既に実施しているところもございますが、新規に上がっておりますので、ここは養育支援訪問事業と子育て世帯訪問支援事業と分けて記載をする形になっています。

今までは要保護児童の数をもってイコールとしていたのですが、今後、子育て世帯訪問支援事業と養育支援事業に分かれるというところ、あと要保護児童といいましても、例えば虐待の類型でいっても性的な虐待、心理的な虐待、身体的な虐待、ネグレクト等がある中で、端的に言ってしまえば、身体的虐待のご世帯に養育支援訪問を入れるというのはあまり解決策として妥当ではないというところもありますので、直近の通報歴ですとか取り扱い状況を見た上で、この数字の精査をさせていただくというところで、現在、数字の分解を行っている状況です。こちらについての精査した結果について、以降の会議の中でお示しをさせていただきたいと思っています。

続きまして下から3番目、児童育成支援拠点事業。こちらも今後、新規に始まる事業となっております。

まして、事業の趣旨といたしましては、何かしらの生活課題、養育に関して支障を抱える世帯に属する児童について、基礎的な生活習慣の確立や基礎的な学習支援を行い、併せてそういう世帯に係る保護者の相談支援、助言等を行う事業という形になっています。当市におきましてはモデル的に、まだこの事業としての位置付けはございませんが、市内北圏域においてこういう生活学習支援の事業というのを実施しておりますので、この事業に移行する形でその定員数と質、量の見込み及び提供体制という形で今回記載をさせていただいております。

続きまして親子関係形成支援事業です。こちらにも新規の事業になっておりまして、事業の趣旨としては、こどもとの関わり方ですとか、子育てそのものに不安を抱えている保護者さん及びそのこどもに対して、座学ですとかグループワーク、あるいはロールプレー、ペアレントトレーニングみたいなものの中を通して、児童の発達や発育の状況に応じて適切な関わり方を学んでいくようなカリキュラムを提供するという事業になっております。こちらの事業の必要性としては、想定をしている中でどのような形で実施をできるのかというところを現在検討しておりますので、その検討結果について次回以降の会議の中でお示しをさせていただきたいと考えております。

最後、こども誰でも通園制度。こちらについても令和8年度においてはこちらの事業に位置付けられるという中で、今現在、対応可能な施設、どの程度のニーズがあるのか、そういったところも算定を行っておりますので、こちらの数字についても次回以降の中でお示しをさせていただければと考えています。なので、今、算定中のところが多い状況はございますが、この子ども・子育て支援事業についての現状の数字の報告は以上となります。

森田会長

ありがとうございます。この点でご質問などありますか。いかがですか。なかなか事業そのものが分かりづらいということもあるかと思えますけれど、どうぞお願いします。

越智委員

ご説明いただき、ありがとうございます。新規事業もたくさん取組まれるということで、やはり興味深く聞かせていただきました。新規事業についてはまだ対象者などの把握をされているところということで、量については未定のところが多いかと思えます。その中でも児童育成支援拠点事業については、はっきりと3,750と書かれている。ご説明を聞き漏らしていたら恐縮ですが、こちらの量の見込みは何か根拠になっているかを教えていただいてもよろしいですか。

事務局（子ども家庭支援課 富澤副主幹）

ご質問ありがとうございます。

今、実施しているこの事業、モデル的に実施している事業というのが、15名定員で実施をしております。国の定める要綱の中では、おおむね20名以下という形になっておりますが、実際の事業規模ですとか、そういったところを想定して15名規模、定員で設定をさせていただいております。土日を除いて夏長期休暇中等も実施しておりますので、単純計算で年間250日開所の15名定員というところで、この3,750の数字を提供量という形でお見込みさせていただいております。この量の

見込みの人が、人／日で計算してしまったのですけれども、恐らくこちら回答すべきは定員数というところですので、15（人）になるかと思います。

実際、こちら地域版、いわゆるわこう版ネウボラにおいて、個別支援の延長として小学校進学以降にも支援を要する児童ですとか、あるいは学校の方から情報提供いただく中で、こういった事業につなげるべき児童というところを調整させていただいて、利用につなげさせていただいているという中で、現在想定される具体的な数字が15で合致をしておりますので、量の見込みと提供体制を一致させた形でお示しさせていただいている状況になっております。

越智委員

参考になりました。ありがとうございます。

森田会長

他にはいかがですか。事業名として変わっているところ、あるいは事業そのものが分割されていたり、そういうことが様々あると思います。

基本は前回お話があったように、局地的な人口増はあると想定しながらも、和光市全体としてはそれほど人口の変化はない。ただ、やはり子どもを産み育てやすい社会、そして若者たちが住み続けたいと思える社会に向けて和光市が向かわなければいけないということが、今回の計画の中の大きな柱ですので、そういったことをしながら人口が適切に移行していくという言い方がいいのでしょうか。住みたい人が住み続けられる、あるいはみんなが住み続けたいと思えるまちにしていきたいということで考えた時ときに、具体的な支援をどうしたらいいか考えてみることになると思います。

それでは、これでもし何かございましたら、これも同じように10月18日までご質問やご意見を事務局までお寄せいただけたらと思います。

それでは、審議事項は以上となります。

それでは、報告に入りたいと思います。こどもワークショップの結果報告を事務局よりお願いいたします。

事務局（子ども家庭支援課 渡邊統括主査）

子ども家庭支援課の渡邊です。【資料3】をご覧ください。委員の皆さまにはカラー版をお渡ししています。資料は和光市こどもワークショップ結果報告書となります。「こどもまんなか」のまちってどんなまち？」ということで、こどもワークショップ令和6年8月19日から23日、夏休み期間中に、こどもワークショップを市内5カ所で5回開催いたしました。自分が住んでいる和光市がこんなまちだったらいいな、こどもにとっていいまちってこんなまち、こどもワークショップでは、みんなにとってもっといいまちになるために、こどもたちの思いや考えを聴きました。

3ページ、ご覧ください。ワークショップの目的になります。和光市がこども主役の街になるためには、和光市こども計画の策定において、社会の主役であるこども・若者から意見を聞くことが大切です。「こどもまんなか社会」の実現に向けて、ともに社会をつくるパートナーとして計画にこどもの意見を反映し、また、その結果をフィードバックしていきますということで実施いたしました。

4 ページをご覧ください。こちらは開催概要になっています。募集に際しましては、市内小学4年生から中学3年生までを対象といたしました。場所、図書館本館、南児童館、下新倉図書館分館、新倉児童館、総合児童センター「わびあ」で実施いたしました。

続いて5 ページをご覧ください。ワークショップの参加者になります。図書館本館においては小学生2名、南児童館においては小学生8名、図書館下新倉分館については小学生13名と中学生1名、新倉児童館においては小学生13名と中学生1名、総合児童センター「わびあ」においては小学生16名と中学生3名に参加していただきました。

続いて6 ページの参加協力者をご覧ください。様々な若者に参加していただきました。図書館においては高校生1名と大学生が3名、南児童館においては大学生1名、図書館下新倉分館については大学生2名、新倉児童館では大学生2名、総合児童センター「わびあ」では大学生2名と若者1名ということで、こちらの大学生、高校生についてはスポーツ青少年課が所管となっている青少年相談員の皆さんや、この期間にインターンシップとして市役所に来ていた学生さんにご協力いただいたり、ボランティアによる大学生に参加していただきました。

その他に和光市長や子どもあんしん部長、子ども家庭支援課、秘書広報課、スポーツ青少年課、図書館、それから、社会福祉協議会の職員が各施設に参加していただきました。参加協力者は事前にこどもの意見聴取に係る事前研修の打合せ行って参加をいたしました。

7 ページをご覧ください。ファシリテーターは、関口ひさ子さんで市内在住の方です。プロコーチ、ファシリテーターとして10年以上活動している方です。現在は「勉強カフェわこう」を主宰、NPO法人のわこうフードネットワークの代表理事をされている方です。5カ所5回全てにおいて、関口さんがファシリテーターを務めていただきました。

それでは、8 ページをご覧ください。ワークショップの手順はこのような手順でさせていただきました。小学生、中学生それぞれ募集対象としたことから、小学生も中学生も一緒になってできるようなやり方をファシリテーターの関口さんと考えました。まずは手順1といたしましては、最近の楽しかったこと、うれしかったことを3つ付箋に書いてみようということで書いてもらいました。

続いて、自分が思う幸せをA4の半分ぐらいの大きさの円の中に色で表現したり、絵で表現していただいたりして、こどもたちが自由自在に自分の幸せについて考えて表現してもらいました。手順3は、もっとみんなにとっていいまちになるために、和光市がこんなまちだったらいいなということをA4用紙に絵で表現してもらいました。絵が苦手な人は文字で表現してもらい、いろいろな表現の仕方で、和光市がこんなまちだったらいいなということを描いてもらいました。

その結果、近未来的な絵や、今、学校には行くのがちょっと遠いから新幹線で行けたらいいな、ゴンドラで行けたらいいなといった絵が出てきたり、中には和光市ならではの海がないということで、海を表現するこどもたち、水を表現するこどもたちがとても多かったのが印象的でした。

続いて9 ページ目、ワークショップの流れをご覧ください。こちらはまずあいさつをしていただいて、みんなでまずはグループ名について考えてみようということで、夏にちなんだグループ名を話し合っていていただきました。それを発表していただきまして、まずグループ作業1ということで、先ほどお話しした付箋に自分の幸せを書き出してもらって、グループで発表してもらいました。続いて、幸せを色で表現してみようということで、先ほどお話しした丸い円に絵を描いてもらって、色を塗ってもらって、その色についてこんなふうに表現したというのを一人一人グループ内で発表して

いただきました。

続いてグループ作業3としては、さらに一歩進んでこんなまちだったらいいなという絵をA4判に描いてもらいまして、それをグループで発表してもらいました。そして、最後にはグループでどんな意見が出たよというのをグループ発表として全体で発表していただきました。このような流れで実施いたしました。

それでは、10ページをご覧ください。最後、全体発表をしていただいたときに、こども・若者から出てきた意見の一部抜粋です。まず、「学校が遠いから、雲やゴンドラで行けたら便利でいい」、こちら小学4年生です。「誰でも使える天然芝のサッカー場があるといいな。ついでにシャワーもあるといい」小学校6年生です。「こどもが遊べる場所がたくさんあるといい。自然の中で遊びたい」、小学校5年生です。「駅近に勉強できるカフェ。Wi-Fiにコンセント。本もあるといい。スケボができる場所もあるといい」、大学4年生です。「学校の体育館にクーラーを付けてください。夏は暑くて大変」、小学校4年生です。「和光に一番大きな図書館があるといいな。妹や友達と一緒に来てたくさんの本を読みたい」、小学校3年生。「皆が手をつないで仲良く暮らせる町」、小学校4年生です。「埼玉は海がないので家の近くに湖があるといい」、中学校3年生です。

続いて11ページ、ご覧ください。「音楽が流れている町。ライブ会場があるといい」、中学校2年生。「図書館の本棚の高い所にある本が取れないから順番が変えられる本棚があるといい」、小学校5年生。「こどもに優しい町。ドーム3個分の児童館に、こどもが好きなものが全部つまっている」、小学校6年生。「近未来の町だといい」、小学校6年生。「家から歩いて行ける所に人が集まる場所（図書館、体育館、児童館、公園など）が欲しい。現状は全然足りてない」、中学2年生。「学校に滑り台、廊下に動く歩道、エレベーターがあれば移動がラクでいい」、小学校4年生。「遊具がいっぱいある公園。座ってゆっくり話が出来るスペースがあるといい」、中学2年生。「ライブハウスがあると推しがもっと近くで見られる」、大学生2年生の意見となっております。こちら一部抜粋ですので、ご参考ください。

続いて12ページ、13ページはワークショップの当日の様子です。こどもたちは本当に一生懸命取り組んでいて、大人が絵を描くよりも、まず先にこどもがパッと浮かんでペンを取り出して、必死に描くという作業がとても印象的でした。

14ページをご覧ください。こちらはこどもたちの感想です。参加していただいたこどもたちからは全員が「楽しかった、また参加したい。来年もやりたい。自分の絵を飾ってほしい。どこで飾れる？」という意見をいただきました。

続いて15ページです。こどもたちからせっかくいただいた意見や、絵で表現していただいたものを現在、展示しております。既に各施設においては終了していますが、現在、中央公民館において全て施設で実施した展示を今月18日まで掲載しております。また、現在、市役所行政棟1階のロビーにおいては概要版も展示しております。委員の皆様におかれましても、帰りがけにご覧いただければと思います。

最後16ページは、現在中央公民館で展示している様子です。お時間がございましたら足を運んでいただければと思います。以上がこどもワークショップの報告になります。

森田会長

ありがとうございました。これにご参加された方、いらっしゃいますか。感想がありましたら願

いいいたします。

参考人（塚本さん）

先ほど事務局からお話あったように、幸せのイメージを絵に描いてくださいとか、あるいは和光はどんなまちになったらいいか、絵で描いてください。僕も同じように、どちらかというとファシリテーターというよりも、こどもたちの横に一緒にいて僕もやってみようみたいな感じで参加したのですが、幸せを色で表現してください、ってしたことないですね、大人の僕は。

ただ、こどもたちは幸せといたらこの色だなと、その反応が速いといいますか。あと、幸せの種類が多過ぎるといいますか。僕などはやはり安定志向ですので、ちゃんと安全に安心できていたいというようなことを考えますけれども、まず海がない、いや、お金が大事など、その多様性、幸せの種類が多いのには非常に驚いて、大人しっかりしなきゃなと思いました。

森田会長

ありがとうございました。本当にいつもそう思いますよね。挑戦するのは大人たちだといつも思います。ワークショップについて、他に何かご質問とかありますか、感想など、いかがですか。

今回初めてこども調査をやり、こういったこどもワークショップもやって、こどもたちの意見をいろいろな形で取っていきました。ここからですが、こども調査の結果の報告、具体的には、できればこどもたちに計画のパブリックコメントを取るときに、こどもたちに返してもらえたらいいかなと思っていますので、ぜひ大人たちが挑戦する手法を考えていただけたらいいかなと思います。

いずれにしても、先ほどこどもたちが、楽しかった、もう一度またこんな機会があったらやりたいと言ってくれたわけですが、この中でまたその結果をフィードバックしていきますと書いてしまいました。それはもうフィードバックしなければならないので、フィードバックしましょうということで、私たちが計画をどうつくるかが今後問われていきますので、ぜひこどもたちにフィードバックするというのを一方で考えながら、こどもや若者たちを対象にした計画を考えていくということになりますので、どうぞ皆さんのご検討をお願いしたいと思います。

それでは、続いて「その他」について事務局からありますか。

事務局（子ども家庭支援課 渡邊統括主査）

その他の説明となります。本日、第3回会議を開催いたしましたが大変恐縮ですが会議回数を1回増やしていただきたいと思います。次回会議は12月9日とお伝えしておりましたが、11月に会議を入れさせていただきたいと思います。具体的に、第4回会議は11月8日の金曜日、13時半から15時半まで、市役所5階の502会議室で予定したいと思いますので、ご予約いただきますようお願いいたします。なお、第5回会議は予定どおり12月9日、第6回は2月となります。本会議終了後に皆さまに第4回会議の開催通知をメールにて送らせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

事務局（子ども家庭支援課 平川次長）

急な会議の追加ということになりました。今回この会議ではこどもが主体である、そして今が大事であるというところで、基本体系や、こども計画の範囲についてよりご議論いただきたいと考えた次第です。

先ほど先生方、委員の皆さまからご意見頂戴した通り、こども達の意見を聴き取って尊重したその先にはどうするのか、どのように関わっていくのかを考えながら、次回、基本方針と施策においてはこどもの意見を施策にどう反映していくのか、フィードバックをしていくのか、たたき台という形でお示しさせていただきまして、ご議論をお願いしたいと思います。申し訳ございませんが、何卒ご意見を頂戴したいと思います。よろしくお願いいたします。

森田会長

今日もぎりぎりの人数で会議が成立したわけですが、大変申し訳ありませんが、計画を次に進めていくために、どうしても議論をもう1回積み重ねることが必要になってまいりました。お忙しいとは思いますが、ご協力のほどお願いしたいと思います。

事務局（子どもあんしん部 渡辺部長）

最後にもう1点、私の方からご報告させていただきます。本年度の和光市表彰についての報告です。市では、当市の振興及び発展に資するため、優れた功績などにより長年にわたり市政に寄与していただいた皆さまに対し、和光市表彰をお贈りさせていただいております。

この度、令和6年度の和光市表彰におきまして、当子ども・子育て支援会議から森田明美先生が会長職に10年在籍、汐見和恵先生が副会長職に11年2カ月在籍、また、鈴木雅子さまが本会議と部会の委員に11年1カ月在籍されたということで、長きにわたる功績によりまして社会福祉功勞を受賞されることになりましたので、報告をさせていただきます。3名の皆さまにはこれまでのご尽力に改めて感謝申し上げますとともに、受賞につきまして心よりお喜び申し上げます。森田会長、汐見副会長、長きにわたり誠にありがとうございます。引き続き任期はございますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

森田会長

それでは、本日全ての議事が終了いたしました。これをもちまして令和6年度第3回和光市子ども・子育て支援会議を閉会いたします。ありがとうございました。

一同

ありがとうございました。

以上

署名人

署名人
